

平成 25 年 8 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ド レ ッ ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 村 眞 良
(コード番号：4586 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 北 垣 栄 一
(TEL. 03-3664-9630)

行使価額修正条項付き第 6 回新株予約権（第三者割当て）の発行及び コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 16 日付の取締役会決議において、第 6 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 25 年 9 月 3 日
(2) 発行新株予約権数	11,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 2,900 円（総額 31,900,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,100,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 1,632 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,100,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額（新株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額）	3,003,900,000 円（差引手取概算額）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 2,720 円 行使価額は、平成 25 年 9 月 5 日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、本新株予約権の行使の指定及び停止、本新株予約権の取得に係る請求、本新株予約権の譲渡の制限等が定められています（詳細につきましては、下記 3(1)「資金調達方法の概要」をご参照ください。).

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「資金調達のための目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記3(2)「他の資金調達方法との比較」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）より提案を受けた下記3(1)「資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記3(2)「本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記3(2)「本スキームのデメリット」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

【資金調達の目的】

当社グループは、^{*1}イオン液体を利用した独自の経皮製剤技術 ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System) を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、当社グループの第一パイプラインとして、「消炎鎮痛貼付剤（商品名：ETOREAT）」の米国での開発を推し進めております。当社グループは、当パイプラインに関する製薬会社等との提携契約による収益を中心とした事業収益計画を有しており、製品上市前の収益としても所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込んでおります。しかしながら、このマイルストーン収益の発生時期は開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであります。

一方、後続パイプラインである「中枢性鎮痛^{*2} オキシコドン貼付剤 (MRX-10XT)」の米国市場（米国^{*3}オピオイド市場規模：67億ドル [2012年、出所：(株)総合企画センター大阪]）における規制環境に今年になって変化が見られました。2013年1月に、米国規制当局であるアメリカ食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）よりオピオイド製剤の乱用防止ガイダンスが発表され、製剤から薬物を抽出する方法による乱用を防ぐために、これまでも増して薬物の抽出が困難なオピオイド製剤が強く推奨されるようになりました。またFDAは、2013年4月には、米国オピオイド市場において最大の売上をあげているOxyContin[®]（オキシコドン経口剤、販売：パーデュー社、2012年販売高27億ドル [出所：(株)総合企画センター大阪]）につき、薬物の抽出が困難となるように改良した新型製剤を承認すると同時に、OxyContin[®]旧製剤の販売を禁止しました。このことにより、OxyContin[®]旧製剤のジェネリック製品の上市可能性がなくなりました。これらの規制の変化は、薬物の抽出が困難なオキシコドン貼付剤MRX-10XTの開発を計画している当社グループにとって競争環境の好転を意味します。そういった状況の中で、当社グループでは、MRX-10XTの米国における開発を加速させたいと考えております。

また、^{*4}QOLやコンプライアンスの観点から経皮吸収型製剤に対するニーズが高まっている、アルツハイマー病やうつ病のような精神疾患系薬剤及び注射剤以外の投与方法が存在していない高分子医薬品等の領域における研究開発にも積極的に経営資源を投入していきたいと考えております。

今回の資金調達の目的は、ETOREATに関する提携契約に伴う収入による後続パイプラインの開発資金の蓄積を待つことなく当社グループの成長を加速するために、MRX-10XTを始めとする後続パイプラインの開発進捗等に応じて、機動的にその開発資金を得ることにあります。ILTS[®]に代表される当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するためには、第一パイプラインであるETOREATの開発推進に加えて、MRX-10XTを始めとする後続パイプラインの開発を推し進める以外に道はないと認識しております。また、早期に積極的な開発投資を行うことは、ETOREAT事業のリスクをヘッジして当社グループの収益基盤を強化・複線化するための最善の手段の一つであり、中長期的な当社の企業価値向上に資すると考えております。

（語句説明）

(^{*1}) イオン液体とは、融点が100℃以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、或いは、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal

System)と呼んでいます。

(*2)オキシコドンとは、代表的なオピオイド薬物の一つです。

(*3)オピオイドとは、オピオイド受容体に結合して効果を表す物質の総称であり、最も有名な作用は疼痛に対する鎮痛作用です。オピオイドの一部は麻薬指定されています。

(*4)QOLとは、Quality of Lifeの略で、不快に感じることを最大限に軽減し、できるだけ本人(患者)がこれでいいと思えるような生活を送れるようにすることを目指した、医療上の概念です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の指定】

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。)をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、平成25年9月5日以降、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定(以下「行使指定」といいます。)できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を10取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の2日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には10取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の停止】

当社は、その裁量により、平成25年9月5日以降、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

【権利行使期間の初日における本新株予約権の行使】

メリルリンチ日本証券は、当社代表取締役社長である松村真良との間で株券貸借に関する契約(以下「本貸株契約」といいます。)を締結し、同人から当社普通株式を最大333,300株借り入れる可能性があります。本貸株契約の締結後、メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の発行決議日の翌取引日から本新株予約権の権利行使期間の初日までの期間において、当社の株価が当初行使価額を上回る場合に、本貸株契約に基づき借り入れた株式数の範囲内で当社普通株式の空売りを実施する場合があります。その場合、メリルリンチ日本証券は、コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、当該空売りに係る当社普通株式の借入れの決済を行うために、権利行使期間の初日に当初行使価額で本新株予約権を行使します。

かかる一連の仕組みの下では、本新株予約権の発行決議日の翌取引日以降、当社の株価が当初行使価額を上回っている間に空売りが実施された時点で、メリルリンチ日本証券が当該空売りに係る当社普通株式の借入れの決済を行うために必要な数の本新株予約権を当初行使価額で行使すること

が確実となり、当社の資金調達により円滑に行われるメリットがあります。なお、権利行使期間の初日における本新株予約権の行使によりメリルリンチ日本証券が当社普通株式を取得した後、本貸株契約は速やかに終了する予定です。

【本新株予約権の取得】

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 2,900 円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行います。

また、当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 2,900 円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

【本新株予約権の取得に係る請求】

メリルリンチ日本証券は、平成 25 年 9 月 4 日から平成 27 年 7 月 31 日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成 27 年 8 月 1 日以降平成 27 年 8 月 12 日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として 15 取引日以内に、残存する本新株予約権の全部を取得します。

【本新株予約権の譲渡】

本新株予約権が譲渡された場合でも、コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社が割当先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 1,100,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成 25 年 6 月 30 日現在の総議決権数 55,147 個に対する最大希薄化率は、19.9%）。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回る場合、割当先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑤ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	3,023,900千円
本新株予約権の払込金額の総額	31,900千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	2,992,000千円
・発行諸費用（弁護士費用、会計士費用、司法書士費用、信託銀行費用等）	20,000千円
・差引手取概算額	3,003,900千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期間
①MRX-10XT の米国における前期臨床試験及びその付帯費用	2,576	平成26年1月 ～平成28年12月
②その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用	427	平成26年1月 ～平成28年12月

①MRX-10XT の米国における前期臨床試験及びその付帯費用

MRX-10XT（中枢性鎮痛オキシコドン貼付剤）の米国における臨床第Ⅰ相試験及びそれに続く臨床第Ⅱ相試験、並びにそれらの臨床試験を実施するための準備（治験薬製造等）に、それぞれ以下の金額を充当する予定です。

臨床第Ⅰ相試験：600百万円	臨床第Ⅱ相試験：900百万円
上記の各臨床試験の実施準備（治験薬製造等）：1,076百万円	

②その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用

ETOREAT 及び MRX-10XT 以外の、自社開発パイプラインの非臨床試験及びそれに続く臨床第Ⅰ相試験、並びにその臨床試験を実施するための準備（治験薬製造等）に、それぞれ以下の金額を充当する予定です。具体的には、現在、製剤開発段階にある精神疾患系薬剤の経皮吸収型製剤

やペプチド医薬品の経皮吸収型製剤等の開発候補品の中から選択して実施する計画です。

非臨床試験：147 百万円	臨床第 I 相試験：250 百万円
	上記の臨床試験の実施準備（治験薬製造等）：30 百万円

- (注) 1 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
- 2 上記資金使途は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。
- 3 割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、①提携企業との共同開発契約の締結等による開発費用等の分担、②開発品目の絞り込み、③開発スケジュールの見直し等を行い、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2「資金調達の目的」に記載のとおり、今回調達する資金は、ETOREAT に関する提携契約に伴う収入による後続パイプラインの開発資金の蓄積を待つことなく当社グループの成長を加速するために、MRX-10XT を始めとする後続パイプラインの開発進捗等に応じて、機動的にその開発費用に充当するものであり、かかる資金使途は、中長期的な当社の企業価値向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価等に関する前提、当社の資金調達需要に関する前提（一定の前提に基づき権利行使期間に亘って行使指定を実施することを含みます。）、並びに割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向に関する前提（株式売却に関する当社株式の流動性に起因する制約の下で、原則として当社の行使指定があった場合に権利行使及び市場等での株式売却を実施することを含みます。）等を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例の検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準のコストの発生（割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生）を仮定して評価を実施しました。

当社は、算定機関の評価額を参考としつつ、上記3（2）「資金調達方法の選択理由」に記載した本スキームの内容や特徴を勘案の上、本新株予約権1個の払込金額を金2,900円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成25年8月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額を上回る本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成 25 年 6 月 30 日現在の総議決権数 55,147 個に対して最大 19.9% (平成 25 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 5,516,700 株に対して最大 19.9%) の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記 2 のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 1,100,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 526,302 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	メリルリンチ日本証券株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎			
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業			
(5) 資 本 金	119,440 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成10年2月26日			
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801 株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	842 名			
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店			
(12) 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	該当事項はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円)				
	決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
営 業 収 益		55,498	52,640	52,584
営 業 利 益		△6,315	△12,719	△1,436
経 常 利 益		△2,029	△7,399	11,230
当 期 純 利 益		△77,544	5,054	44,815
純 資 産		138,935	143,990	166,805
総 資 産		2,790,258	3,289,717	4,115,571
1株当たり当期純利益(円)		△32,613	2,116	18,760
1株当たり配当金(円)		-	-	9,209
1株当たり純資産(円)		58,161	60,277	69,828

(注) メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内の金融機関からも資金調達の方法的説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれることなど、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【本スキームの特徴】」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とメリルリンチ日本証券は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当先の平成 25 年 3 月期の事業概要に含まれる貸借対照表から、割当予定先における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに足りる十分な現金・預金を保有している旨の報告を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の割当予定先であるメリルリンチ日本証券は、当社代表取締役社長である松村眞良との間で本貸株契約を締結し、同人から当社普通株式を最大 333,300 株借り入れる可能性があります。但し、本貸株契約は、本新株予約権の発行決議日の翌取引日から権利行使期間の初日までの期間において当社の株価が当初行使価額を上回っている場合に、割当先が上記期間中に本貸株契約に基づき借り入れた株式数の範囲内で当社普通株式の空売りを実施するとともに、当該空売りに係る当社普通株式の借入れの決済を行うために権利行使期間の初日に本新株予約権を行使することで、当社の資金調達をより円滑に行うために締結されます。そのため、本貸株契約は、権利行使期間の初日における本新株予約権の行使により割当先が当社普通株式を取得する平成 25 年 9 月 9 日以降、速やかに終了する予定です。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成 25 年 6 月 30 日現在)		
氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	427,800 株	7.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	391,800 株	7.10%
松村眞良	333,300 株	6.04%
松村米浩	233,100 株	4.23%
カブドットコム証券株式会社	148,500 株	2.69%
松村まほ	135,000 株	2.45%
興和株式会社	125,000 株	2.27%
野村信託銀行株式会社(投信口)	105,100 株	1.91%
有限会社松村薬局	97,000 株	1.76%
松井証券株式会社	73,700 株	1.34%

(注) 今回の新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 25 年 12 月期当社連結業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、6. 発行条件等の合理性 (2) に記載のとおりであり、平成 25 年 6 月 30 日現在の総議決権数 55,147 個に対して最大 19.9% (平成 25 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 5,516,700 株に対して最大 19.9%) の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと (本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

(単位: 百万円)

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
売上高	291	741	87
営業利益	△623	△434	△567
経常利益	△616	△479	△578
当期純利益	△536	△433	△571
1 株当たり当期純損失 (円)	△256.37	△151.26	△196.25
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産 (円)	364.24	290.79	94.55

(注) 当社は、平成 24 年 12 月 28 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っておりますが、平成 22 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 25 年 8 月 16 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,547,200 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	114,800 株	2.07%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社役員及び従業員、当社子会社従業員、並びに外部支援者向けのストックオプションに係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,547,200 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,214,800 株	21.90%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,214,800 株	21.90%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
始 値	—	—	—
高 値	—	—	—
安 値	—	—	—
終 値	—	—	—

(注) 当社株式は平成25年2月13日付で東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	3,300円	3,630円	6,050円	4,450円	3,000円	2,923円
高 値	4,965円	5,450円	7,500円	4,820円	3,875円	3,320円
安 値	3,050円	2,901円	3,885円	2,111円	2,930円	2,381円
終 値	3,570円	5,450円	4,645円	2,805円	2,960円	2,720円

(注) 平成25年8月の株価については、平成25年8月15日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年8月15日
始 値	2,581円
高 値	2,780円
安 値	2,581円
終 値	2,720円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成22年9月17日
調 達 資 金 の 額	746,996,300円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	80,000円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	18,211株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	9,375株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	27,586株
割 当 先	ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合 アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合 ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合 ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 安田企業投資4号投資事業有限責任組合 アント・リード2号投資事業有限責任組合 松村まほ 松村米浩 ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 株式会社カネカ ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合 樋掛早亜子 源内スピリット1号投資事業有限責任組合 NIFベンチャーキャピタルファンド2005L-2投資事業有限責任組合 バイオ・サイト・インキュベーション二号投資事業有限責任組合
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	ETOREATの後記臨床試験費用を中心とした研究開発費用
発 行 時 に お け る	平成22年9月以降

支出予定時期	
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従って充当しております。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 23 年 4 月 26 日
調 達 資 金 の 額	273,618,650 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	180,000 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	27,586 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,527 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	29,113 株
割 当 先	興和株式会社 アンジェス MG 株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	ETOREAT の後記臨床試験費用を中心とした研究開発費用
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 23 年 4 月以降
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に従って充当しております。

・公募増資 (新規上場時)

払 込 期 日	平成 25 年 2 月 12 日
調 達 資 金 の 額	2,015,368,334 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	920 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	2,911,300 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	2,202,200 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	5,113,500 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費 その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等 返済期限が平成 25 年 12 月期末である借入金の返済
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 25 年 2 月以降
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費、その他自 社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に充当中

・第三者割当増資 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

払 込 期 日	平成 25 年 3 月 12 日
調 達 資 金 の 額	320,364,517 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	920 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	5,113,500 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	349,500 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	5,463,000 株
割 当 先	野村証券株式会社
発 行 時 に お け る	ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費

当初の資金使途	その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等
発行時における 支出予定時期	平成25年3月以降
現時点における 充　　当　　状　　況	ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費、その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に充当中

以　上

(別紙)

株式会社メドレックス第6回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社メドレックス第6回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成25年9月2日
3. 割当日
平成25年9月3日
4. 払込期日
平成25年9月3日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,100,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
11,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 2,900 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 29 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2,720 円とする。
10. 行使価額の修正
平成 25 年 9 月 5 日以降、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 1,632 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均

値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成25年9月4日から平成27年9月3日までとする。
 13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 本新株予約権の取得
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,900円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,900円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価等に関する前提、当社の資金調達需要に関する前提（一定の前提に基づき権利行使期間に亘って行使指定を実施することを含む。）、並びに割当先の権利行使行動及び株式保有動向に関する前提（株式売却に関する当社株式の流動性に起因する制約の下で、原則として当社の行使指定があった場合に権利行使及び市場等での株式売却を実施することを含む。）等を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例の検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準のコストの発生（割当先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当先に対するコストの発生）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金2,900円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年8月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社中国銀行 三本松支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上